

公益社団法人日本図書館協会 学校図書館部会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本図書館協会（以下「本法人」という。）の定款（以下「定款」という。）第 50 条の規定及び本法人の活動部会通則規程（以下「部会通則」という。）第 9 条に基づき、学校図書館部会（以下「部会」という。）の組織及び運営等に関して必要な事項を定め、部会の円滑で活発な活動に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この部会は学校図書館部会と称する。

(部会の活動範囲と設置目的)

第 3 条 部会は、部会通則第 4 条第 1 項第 4 号に規定する学校図書館に係る活動のほか、調査研究その他必要な部会活動を行い、学校図書館の発展を図ることを目的とする。

(部会の事業)

第 4 条 部会は、部会通則第 5 条に基づき、定款第 4 条第 1 項各号に掲げるすべての事業を行うことができる。

2 前項の事業の実施に際し必要があるときは、学校図書館部会員以外の者を参加させることができる。

(関係団体との連携)

第 5 条 部会は、他の団体等との連絡を密にして、この部会の目的及び事業の推進を図るように努めるものとする。

(部会の役員及び任期)

第 6 条 部会に次の役員をおく。

- (1) 部会長 1 名
- (2) 副部会長 1 名
- (3) 幹事 20 名以内
- (4) 監査 1 名

2 役員任期は、2 年とする。

3 補欠により選出された部会役員任期は、選出された日から改選までとする。

4 前 2 項の規定にかかわらず、任期満了後も、この規程に基づく次期の役員選出が終了するまでの間は、なお部会役員としての権利義務を有する。

(部会役員選出方針及び再任)

第 7 条 部会役員選出にあたっては、実効ある部会活動が確保されることを基本とし、あわせて個人会員と施設会員の協力提携を図るものとする。

2 部会役員は、2 回まで再任されることができる。ただし、部会の事情等相当の理由がある場合は、この限りではない。

(部会役員選出方法)

第 8 条 第 6 条第 1 項に定める部会役員は、部会の構成員の互選により選出する。選出手続きは、別に定める要綱により定める。

(部会役員職務)

第 9 条 部会長は、部会を代表し、部会会務を統括する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長が欠けたとき又は部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 幹事は、幹事会を構成し、部会の運営及び業務の執行の決定に参画するほか、正副部会長の指示を受けて部会会務の執行にあたる。
- 4 監査は、部会のすべての事項について任意に監査又は調査及び監察し、必要と認める場合は幹事会及び部会総会に意見表明及び勧告を行う。

(部会員への連絡)

第 10 条 部会長は、部会活動について図書館雑誌に掲載する等の方法により部会員への連絡を密にするように努めるものとする。

(部会総会)

第 11 条 部会総会は、部会通則第 8 条の定めるところによる。

- 2 部会総会は、部会長が招集する。
- 3 部会総会の議長は、部会総会において会員の中から選出する。
- 4 部会総会は、所属部会員の 10 分の 1 以上の出席（委任状及び代理者を含む）によって成立する。
- 5 部会総会における議決権は、部会を構成する一会員につき一個とする。
- 6 部会総会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 部会総会に付議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 部会通則その他法人の諸規程において部会総会で定めることとされている事項
 - (2) 部会事業報告及び決算
 - (3) 部会事業計画及び予算
 - (4) 前各号のほか、部会の運営にかかわる重要な事項で、幹事会が付議すべきとした事項
- 8 部会員は、幹事会があらかじめ電磁的方法による出席ができる旨決定した場合に、通信回線をおして出席することができる。通信回線による出席は、第 4 項の出席者に含む。

(特例としての書面による部会総会)

第 12 条 部会総会は原則として前条により開催する。ただし、大規模な災害または伝染病の蔓延等、通常の部会総会を開催することができない場合には、特例として、幹事会の議決によって、全部会員への書面の送付（電磁的方法による送付または掲示を含む）とこれに対する部会員の表決を求めることで、総会に代えることができる（書面による総会）。

- 2 書面による総会を行うときは、部会長は、全部会員に対し、書面の送付等による総会を行うこと、および、審議事項と表決期限及びその方法等の必要事項を通知しなければならない。
- 3 書面による総会の議長役は、部会長が行う。
- 4 書面による総会の場合、前条第 4 項の出席者は、各議案ごとに、書面又は電磁的方法による表決の意思表示を行った者の数とする。

(幹事会)

第 13 条 部会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、全幹事及び正副部会長によって構成される。
- 3 本法人の理事及び監事選任規程第 8 条第 3 項の規程に基づく部会を代表する理事が、部会長のほかにある場合、その理事も幹事会の構成員となる。
- 4 幹事会の招集は、部会長が行う。
- 5 幹事会は、以下の職務を行う。
 - (1) 部会総会の日時、場所及び目的である事項の決定
 - (2) 部会総会に付議する議案の審議及び決定

- (3) 部会運営に必要な部会内諸規則・諸方針等の決定及び改廃
- (4) この規程に別に定める事項の決定
- (5) 前各号に定めるもののほか、部会の運営及び業務執行に必要な事項の決定
- 6 幹事会は、構成員の過半数の出席（委任状及び代理者を含む）により成立する。
- 7 幹事会の議長は、部会長が行う。
- 8 幹事会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 幹事会の構成員で出席できない者は、他の構成員又はあらかじめ登録した者に委任して、意見を述べ議決権を行使することができる。
- 10 部会長が、あらかじめ提案した事項について、幹事会構成員の 3 分の 2 以上が、書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、幹事会で可決した旨の決議があったものとみなす。
- 11 幹事会構成員の電磁的方法による出席は、第 11 条第 8 項の規定を準用する。

（本法人理事候補者の選出）

- 第 14 条 本法人の理事及び監事選任規程第 8 条第 3 項の規定に基づき、理事長から理事候補者の選出を求められた場合は、部会通則第 10 条第 5 項により、原則として部会長を候補者とする。
- 2 前項の場合で、部会通則第 10 条第 5 項ただし書きに基づき部会長以外の者を選出する場合は、部会総会で理事候補者を選出するものとする。
 - 3 前項の規定により理事候補者に選出された者が理事となった場合、当該理事はその職務の遂行にあたり、部会との連絡及び連携に努めるものとする。

（本法人代議員の推薦）

- 第 15 条 本法人の代議員選挙規程第 19 条の規定により代議員候補者の推薦を行う場合、部会長は、幹事会の承認を経て、本法人の選挙管理委員会に推薦する。
- 2 前項により選任された代議員が欠けた場合には、部会長は、前項同様の手続きにより速やかに補欠の候補者を推薦するものとする。

（部会の経費）

- 第 16 条 部会の経費は、部会通則第 12 条第 1 項の規定により、以下の経費をもってまかなう。
- (1) 本法人の部会活動配分経費
 - (2) 研修会参加費等、部会活動事業による受益者負担金
 - (3) 部会の活動を指定した寄付金及び補助金等

（本法人への報告）

- 第 17 条 部会長は、部会通則第 13 条の規定により、部会の活動状況を理事長に報告しなければならない。

（部会規程の改廃）

- 第 18 条 この規程の改廃は、部会総会の決議を経て、理事会の承認により行う。

附則

- 1 この部会規程は 2016 年 5 月 28 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、社団法人日本図書館協会学校図書館部会規程（2011 年 5 月 21 日最終改正）は廃止する。
- 3 この規程施行の際、旧部会規程の規定に基づき部会役員として選出された者は、それぞれこの規程によって選出された部会役員とみなす。
- 4 前項において「監事」として選出された者は「監査」とみなす。
- 5 2022 年 9 月 29 日に一部を改正し、同日より施行する。